

第 1 節	建築構造関係
-------	--------

削除

2101 削除 (H24・削除)

2102 削除 (H24・削除)

2103 削除 (H24・削除)

2104 削除 (H24・削除)

2104 の 2 削除 (H24・削除)

2105 削除

2106 削除

2107 削除

2108 削除

2109 削除

2110 削除 (H24・削除)

第 2 節 建築設備関係

2201 削除

2202－1 排煙設備の設置免除(平成 12 年 5 月 31 日告示 1436 号第 1 項第 4 号へ(四)(五))の 取扱い

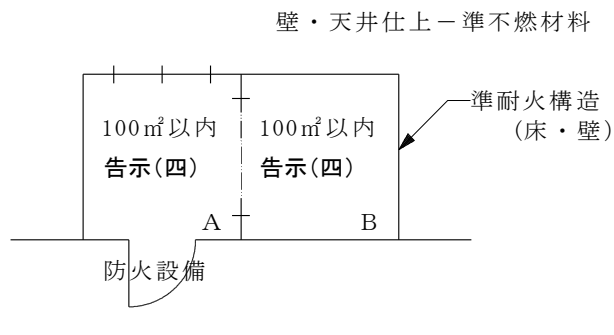
〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 126 条の 2 第 1 項、平 12 建告第 1436 号

標記の適用については、次のとおり解釈する。

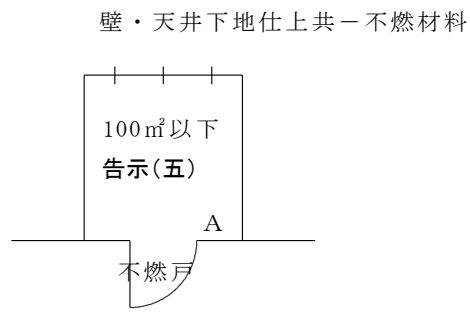
1 告示第 1 項第 4 号へ(四)～(五)については、以下のものとする。

① (四)については、告示の適用を受けている「居室」が複数、あるいは「居室」が 100 m²を超えて室に接しているもの。

告示(四) $A + B \geq 100 \text{ m}^2$

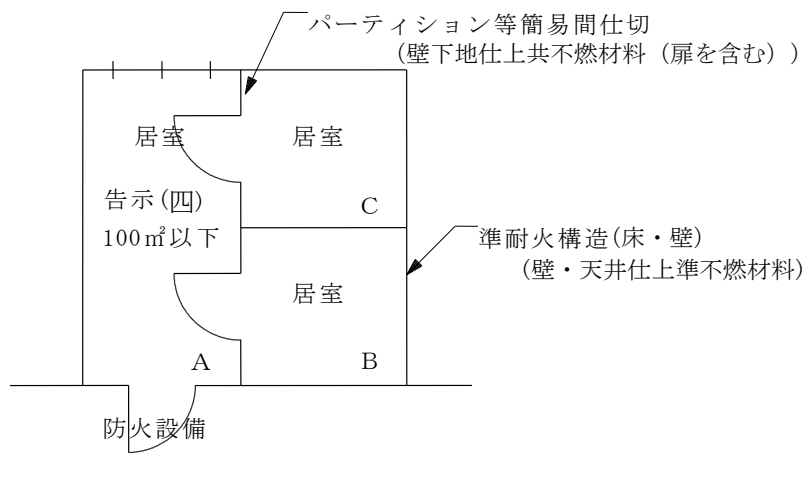


② (五)については、告示の適用を受けている「居室」が単独かつ 100 m²以下で室に接しているもの。



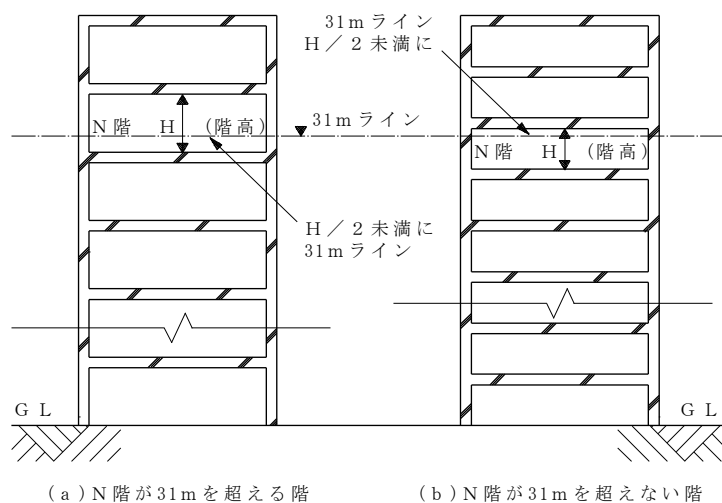
③ $A + B + C$ が 100 m^2 以下の場合は、次のとおりとする。

告示(四) $A + B + C \leq 100 \text{ m}^2$

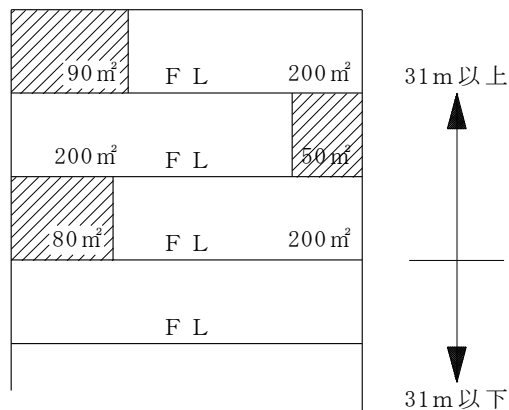


また、同号中(五)を適用する場合、当該「居室」の出入り口も不燃戸とすること。

2 第4号へは「高さ 31mを超える建築物の床面積云々」と規定されているが、これは、「高さ 31mを超える建築物の[部分の]床面積」と[部分の]をいれて読むこととする。



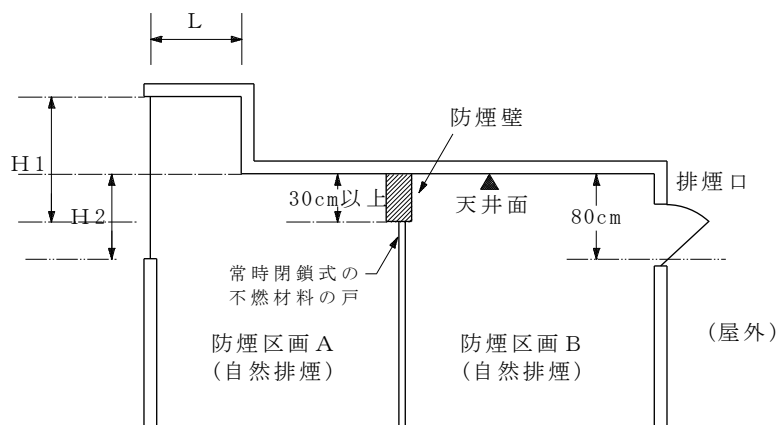
高さが 31m を超える建築物の考え方



2202－2 防煙区画の取扱い

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 126 条の 2

- ① 避難経路である廊下が独立している場合には、廊下と居室とを同一防煙区画としてはならない。
- ② 同一防煙区画や防煙壁で区画された 2 以上の防煙区画に機械排煙と自然排煙を併用することは排煙の方式が全く異なることから認められないので、その全てを不燃材料で造り、又は覆われた間仕切壁区画を設けること。
- ③ なお、それらの間仕切壁区画に常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の防煙壁は、天井面から下方に 30cm 以上とすることができる。



$L \geq 80\text{cm}$ ならば $H1$ が有効範囲である。

$L < 80\text{cm}$ ならば $H2$ が有効範囲である。なお、 $H1$ 、 $H2$ ともに 80cm 以内とする。

(H24・一部改正)

2203 非常用照明装置の設置について

〔関係法令等〕 法第 35 条、令第 126 条の 4、平 12 建告 1411

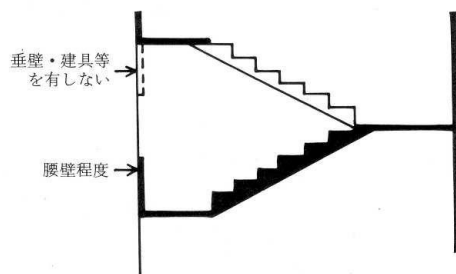
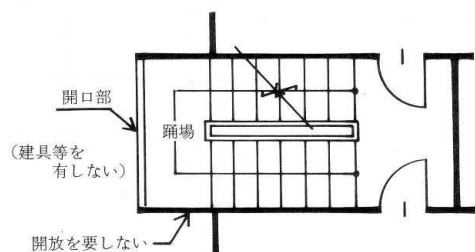
1 階段型共同住宅等における開放式階段で、次の各号に該当する階段は令第 126 条の 4 により、非常用の照明装置の設置を要しないものとする。

- (1) 開口部に建具等を設けないこと。
- (2) 開口部の上端は天井面に接するものとし、排煙上支障のある垂れ壁、梁等の突出のないこと。
- (3) 壁は、腰壁程度のものとし、天井高さの $1/2$ 以下であること。
- (4) 開口部の幅は、両側面間隔とすること。
- (5) 採光上有効な部分に該当しているところ。

(参考) 昭和 46 年 1 月 29 日住指発第 44 号

2 なお、令第 126 条の 4 第 4 号の国土交通大臣が定める非常用照明設備の設置を免除されている建築物又は建築物の部分としては、平成 12 年建設省告示第 1411 号に示されているが、この規定は、同告示第 1 号及び第 2 号に該当する居室等においては、非常用照明設備の設置を要しないこととしているものであって、避難経路においても非常用照明設備の設置を要しないとしているものではない。

〈採光上有効に直接外気に開放された部分の例〉



(H24・一部改正)

2204 無煙ロースター（下引き排気設備）の設置について

〔関連法令等〕 法第 28 条、令第 20 条の 3

焼肉店等の無煙ロースター（下引き排気設備）は、令第 20 条の 3 第 2 項第一号イ（2）「排気口は天井から下方 80cm 以内の高さに設ける」規定に適合しない場合が多い。この場合には、令第 20 条の 3 に規定する換気設備を併設すること。

なお、設置場所によっては、床の防火区画を貫通する場合もあるので、注意を要する。

（H24・一部改正）

2205 夜間において地域に開放される学校の体育館等の取扱い

〔関連法令等〕 令第 35 条、令第 126 条の 4

学校に付属する体育館等で学校の用途として使用するものは、夜間使用の有無にかかわらず非常用の照明装置の設置を必要としないこととされているが、近年、学校において体育館等を夜間に地域に開放するケースが見受けられる。このような体育館等が平成 12 年建設省告示第 1411 号の適用を受けない場合で夜間使用が明らかな時には、現実の利用状況と利用者が避難経路について十分熟知できない状況から判断して、非常用の照明装置を設置することが望ましい。